

鳥取県告示第295号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

- (1) 医療費の自己負担部分の窓口での収納事務
- (2) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）第8条に規定する使用料及び手数料の窓口での収納事務及び未収金の収納事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県立中部療育園

次長 福村 郁雄

非常勤職員 白藤 馨

3 委任期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで